

坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第8号

制限付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

令和6年6月12日

坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 石川



- 1 入札対象工事
別紙「入札対象工事」のとおり
- 2 設計金額等
別紙「入札対象工事」のとおり
- 3 支払条件
別紙「入札対象工事」のとおり

- 4 入札参加形態
単体企業

- 5 入札の方法

この入札対象工事の入札は、本告示に定める入札参加資格要件を満たしていれば、制限付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（以下「参加申請書」という。）を提出することにより入札に参加することができ、開札後に、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）から順に制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出を求め、資格審査の結果、適格者を落札者と決定する「事後審査方式」で行う。

- 6 入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、告示日から入札日までの間に、本件の入札参加資格要件を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又はこの入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札対象工事の入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

- (2) この告示日から入札日までの間に、坂戸・鶴ヶ島消防組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（令和6年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第4号）に基づく指名停止措置又は坂戸・鶴ヶ島消防組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第7号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、坂戸・鶴ヶ島消防組合に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。
- (4) 令和5・6年度坂戸・鶴ヶ島消防組合競争入札等参加資格者名簿に次の条件をすべて満たす登載がされている者であること。
- ア 登録業種 建設工事業のうち建築一式工事の受注を希望している者
- イ 事業所の所在地 本組合に対して契約権限を有する本店又は営業所等が埼玉県内に所在する者
- ウ 格付け等 建築一式工事の級別格付がA級である者。なお、下請け額による建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- エ 経営事項審査
建設工事について、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく、告示日現在において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けており、当該総合評定値通知書が提出できる者であること。
- (5) 配置予定技術者
- ア この工事の施工にあたり、現場代理人を専任で配置できること。
- イ この対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。
- ウ 現場代理人及び主任技術者は兼ねることはできるが、営業所に専任している技術者を配置することはできない。
- エ 主任技術者又は監理技術者については、入札参加者と告示日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係がある者でなければならない。

オ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認申請書に記載することができる。

カ 落札候補者となった者が提出する確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札者として決定した後に変更することはできない。

キ 入札対象工事に係る設計業務等の受託者と資本・人事面において関連がある者でないこと。

7 設計図書等

この入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、次により取得するものとする。なお、設計図書等が取得できない場合は、管理課まで問い合わせること。

(1) 掲載方法

坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページ「入札契約情報」のページに掲載する。

(2) 掲載期間

令和6年6月12日（水）午前9時から令和6年7月5日（金）午後5時まで

8 入札参加の申請

この入札に参加をしようとする者は、参加申請書を次に掲げる期間及び場所に郵送にて提出しなければならない。

(1) 申請期間

令和6年6月12日（水）から令和6年7月5日（金）まで

(2) 申請場所

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 総務課

坂戸市鎌倉町16番16号

(3) 参加申請書

参加申請書の様式は、設計図書等に含め坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページに掲載する。

9 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

設計図書等について質問のある者は、次により書面で行うことがで

きる。

ア 受付期間 令和6年6月13日(木)から7月5日(金)まで
(土曜日、日曜日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを
除く。)

ウ 受付場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合 管理課

エ 受付方法 指定の様式により、前記の受付期間内に提出する。な
お、暫定的にファクシミリでも質問の受付を行う。なお、送信者は
送信後に下記連絡先にて確認を行うこと。ファクシミリの場合は、
入札日までに原本を郵送すること。

(TEL: 049-281-3120 FAX: 049-281-3496)

(2) 回答の方法

質問に対する回答については、質問者名を伏して、次により掲示す
る。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

ア 掲示期間 令和6年7月12日(金)から入札当日まで

イ 掲示場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合入札情報掲示板(坂戸・鶴ヶ島
消防組合南側敷地内)及び坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページ「入
札契約情報」のページに掲示する。

10 入札(開札)日時、場所

(1) 入札(開札)日時

別紙「入札対象工事」のとおり

(2) 入札(開札)場所

坂戸・鶴ヶ島消防組合 3階会議室(埼玉県坂戸市鎌倉町16番1
6号)

(3) 入札(開札)回数

入札執行回数は、1回限りとし、再度入札は行わない。

(4) 入札書の提出

入札書を社名入り封筒(サイズは長3(235mm×120mm)A4
用紙の短辺がおらずに入る大きさとする。)に封入し、封緘し、入札
案件名・宛名(坂戸・鶴ヶ島消防組合 管理者 石川 清あて)を明
記の上、封印をし、入札執行者の指示に従い、上記日時に入札箱に投
函する。なお、代理人による入札の場合は、入札日当日に必ず所定の
委任状を持参すること。

(5) 入札金額見積内訳書の提出

この入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額見積内訳書の提出を求め、提出方法は入札書と同様とする。

なお、入札金額見積内訳書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

また、入札金額見積内訳書の合計額と入札書記載の金額が一致しない場合は、当該入札を無効とする。

(6) 入札保証金

免除とする。

(7) 落札候補者の決定方法

落札候補者は、組合が設定する予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。なお、落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者により、「くじ」で落札候補者の審査順位を決定するものとする。また、審査順位を決定する「くじ」については、入札参加の申請の受付順に引くこととする。

11 入札参加資格の事後審査

落札候補者となった者は、落札候補者を決定した日の翌日から起算して2日以内に確認申請書に必要な書類（※）を添付のうえ、持参により管理課へ提出し、審査を受けなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とし、落札候補者は次順位者に移行する。

※必要な書類

(1) 建設事業に係る建設業の許可の写し

(2) 告示日現在において有効な経営事項審査に基づく総合評定通知書の写し

(3) 建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し

(4) 配置予定技術者として法令による保有免許等を記載した者については、保有免許等が確認できる合格証明書等の写し（監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（両面））

(5) 主任技術者又は監理技術者について、落札候補者と告示日の3か月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類

12 落札者の決定

前項の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。また、他の入札参加者への通知は、組合ホームページの入札結果の掲載をもって代えることとする。

13 契約保証金

落札者となった者は、契約の締結と同時に契約規則及び坂戸・鶴ヶ島消防組合建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）の規定により、契約金額の10分の1以上の契約の保証を付さなければならない。

14 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年坂戸・鶴ヶ島消防組合条例第21号）の定めるところにより組合議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、組合議会の議決を得た後にこれを本契約とする。

15 契約条項等

- (1) 要領、契約規則及び約款については、管理課及び坂戸・鶴ヶ島消防組合ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 落札者は、落札決定日の翌日から起算して5日以内に坂戸・鶴ヶ島消防組合と建設工事請負契約を書面で締結すること。

16 その他

- (1) 入札に際しては、設計図書等、入札参加者心得書、約款及び現場を熟知のうえ参加すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
- (4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。
- (5) 落札者は契約締結後、10日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに工事实績

情報を登録しなければならない。